

## 《 給食届 記入要領 》

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 令和 年 月 日              | 給食届を保健センターに提出する年月日を記入。  |
| 広島市__保健センター長          | 管轄の保健センター名を記入。  |
| 設置者の住所・氏名             | 給食施設の設置者の住所・氏名を記入。<br>(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入。)  |
| 給食施設の名称               | 給食を実施している施設の名称を記入。  |
| 給食施設の所在地              | 給食を実施している施設の郵便番号、住所 及び 電話番号を記入。   |
| 給食施設の種類 <sup>※1</sup> | あてはまる番号に○をする。<br><sup>※1</sup> 給食施設の種類<br>認定こども園については、次のように分類する。<br>・幼稚園型…「1 学校」 ・幼保連携型、保育所型、地方裁量型…「6 児童福祉施設」 |

届け出る内容により、あてはまる番号(1～4)に○をつけ、必要事項を記入。

### 1 開始

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 給食の開始(予定)日                   | 給食を開始した(又は開始予定の)年月日を記入。  |
| 1日の予定給食数<br>及び各食ごとの<br>予定給食数 | <p>原則、栄養管理を行う対象に対し供給する予定給食数<sup>※2</sup>を記入。<br/>ただし、以下の施設については次のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 病院:許可病床数</li> <li>* 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設:入所定員数</li> <li>* 児童福祉施設<sup>※3</sup>:定員数</li> <li>* 一般給食センター:食事を供給する施設の予定給食数の合算</li> </ul> <p> <sup>※2</sup> 予定給食数<br/>             ・デイサービス、デイケア、職員の食事の数は含まない。<br/> <sup>※3</sup> 児童福祉施設<br/>             認定こども園は、1号認定の給食が選択制ではなく、かつ週4日以上給食を供給している場合、2号認定及び3号認定の予定給食数(=定員数)に1号認定の予定給食数(=定員数)を合算する。         </p>   |
| 管理栄養士 及び<br>栄養士の人数           | <p><u>栄養の指導<sup>※4</sup>に従事している常勤<sup>※5</sup>の管理栄養士・栄養士の人数を記入。</u><br/>(業務委託をしている場合は、直営・委託の合計人数を記入。)<br/>また、次のいずれかにあてはまる者がいる場合は、( )内に人数を記入。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して、実際に栄養の指導に従事している者。</p> <p>② 他施設と兼務し、当該施設に所定労働時間<sup>※6</sup>の3/5以上を勤務している者。</p> <p> <sup>※4</sup> 栄養の指導 &lt;(公社)日本栄養士会の位置づけ&gt;<br/>             「食事の提供(給食)」「栄養指導」「栄養状態の管理(栄養管理)」で構成され、地域連携や食環境の整備などの行為も含まれる。<br/> <sup>※5</sup> 常勤<br/>             雇用形態(正規、嘱託、臨時、派遣の別)にかかわらず、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者。<br/> <sup>※6</sup> 所定労働時間<br/>             就業規則等において、通常の労働者が労働契約上労働すべき時間として定められた時間。         </p> |

### 2 変更

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 変更事項 | 届出内容に変更があった場合、変更前・変更後の内容 及び 変更年月日を記入。 |
|------|---------------------------------------|

### 3 休止

|      |  |
|------|--|
| 休止期間 | 給食を休止する場合、休止する期間の年月日を記入。<br>再開後、届出事項に変更がある際には変更届を提出。 |
|------|--|

### 4 廃止

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 廃止年月日 | 給食を廃止する場合、廃止年月日を記入。 |
|-------|---------------------|

#### 【備考】

給食施設とは、特定かつ多数の人に継続的に食事を提供する施設をいい、健康増進法、健康増進法施行規則及び広島市健康増進法施行細則に基づき、次のように分類している。

- (1) 特定給食施設：1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設
- (2) 給食施設：1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設